

岐阜県公報

号外(一) 令和元年六月二十三日

目次

告示

家畜伝染病の発生	(家畜防疫対策課)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定	(同)	一
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定	(同)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定	(同)	五
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び事業を停止する区域の指定	(同)	五

告示

岐阜県告示第七十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年六月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 家畜伝染病の種類
豚コレラ
 - 二 家畜の種類
豚
 - 三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数
疑似患畜 四頭
 - 四 発生場所
関市
 - 五 発生年月日
令和元年六月二十三日
- 岐阜県告示第八十号
- 豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

東本郷通二丁目、東本郷通三丁目、東本郷通四丁目、東本郷通五丁目、東本郷通六丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、東町五丁目、東門前町、東山、東山二丁目、東山三丁目、東山四丁目、一ツ山町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、平賀町一丁目、平賀町二丁目、平賀町三丁目、平賀町四丁目、平賀町五丁目、平賀町六丁目、平賀町七丁目、広見、広見東町、古屋敷町、平和通二丁目、平和通三丁目、平和通四丁目、平和通五丁目、平和通六丁目、平和通七丁目、平和通八丁目、北仙房、星ヶ丘、本郷町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、前町、前山町、孫六町、水ノ輪町、美園町、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、南貸上、南春日町、南仙房、南出、南出一丁目、宮地町、美和町、向西仙房、向山町一丁目、向山町二丁目、向山町三丁目、向山町四丁目、明生町一丁目、元重町、森西町、柳町、山田、山ノ手一丁目、山ノ手二丁目、山ノ手三丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、雄飛ヶ丘、吉野町、吉本町、若草通一丁目、若草通二丁目、若草通三丁目、若草通五丁目及び若宮町、美濃市藍川、生柳、笠神、極楽寺、さくらヶ丘二丁目、さくらヶ丘三丁目、さくらヶ丘三丁目、志摩、松栄町一丁目、松栄町二丁目、松栄町三丁目、松栄町四丁目、松栄町五丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、中央九丁目、中央十丁目、富野、松倉台一丁目、松倉台二丁目及び松森、美濃可茂市あじさいヶ丘一丁目、あじさいヶ丘二丁目、あじさいヶ丘三丁目、伊深町、太田町、太田本町一丁目、太田本町二丁目、太田本町三丁目、太田本町四丁目、太田本町五丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、加茂川町一丁目、加茂川町二丁目、加茂川町三丁目、川合町一丁目、川合町二丁目、川合町三丁目、川合町四丁目、草笛町一丁目、草笛町二丁目、草笛町三丁目、草笛町四丁目、古井町下古井、島町一丁目、島町二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、下米田町今、下米田町小山、下米田町西脇、下米田町則光、新池町一丁目、新池町二丁目、新池町三丁目、田島町一丁目、田島町二丁目、田島町三丁目、田島町四丁目、中部台一丁目、中部台二丁目、中部台三丁目、中部台四丁目、中部台五丁目、中部台六丁目、中部台七丁目、中部台八丁目、中部台九丁目、中富町一丁目、中富町二丁目、中富町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西町六丁目、西町七丁目、西町八丁目、野笹町一丁目、野笹町二丁目、蜂屋台一丁目、蜂屋台二丁目、蜂屋町上蜂屋、蜂屋町下蜂屋、蜂屋町中蜂屋、蜂屋町矢田、深田町一丁目、深田町

二丁目、深田町三丁目、本郷町一丁目、本郷町二丁目、本郷町三丁目、本郷町四丁目、本郷町五丁目、本郷町六丁目、本郷町七丁目、本郷町八丁目、本郷町九丁目、前平町一丁目、前平町二丁目、前平町三丁目、牧野、御門町一丁目、御門町二丁目、三和町川浦、三和町甘屋、森山町一丁目、森山町二丁目、森山町三丁目、森山町四丁目、森山町五丁目、森山町六丁目、山崎町、山手町一丁目、山手町二丁目、山手町三丁目及び山之上町、各務原市鵜沼、鵜沼朝日町一丁目、鵜沼朝日町二丁目、鵜沼朝日町三丁目、鵜沼朝日町四丁目、鵜沼朝日町五丁目、鵜沼大伊木町一丁目、鵜沼大伊木町二丁目、鵜沼大伊木町三丁目、鵜沼大伊木町四丁目、鵜沼大伊木町五丁目、鵜沼大伊木町六丁目、鵜沼各務原町一丁目、鵜沼各務原町二丁目、鵜沼各務原町三丁目、鵜沼各務原町四丁目、鵜沼各務原町五丁目、鵜沼各務原町六丁目、鵜沼各務原町七丁目、鵜沼各務原町八丁目、鵜沼各務原町九丁目、鵜沼川崎町一丁目、鵜沼川崎町二丁目、鵜沼小伊木町三丁目、鵜沼小伊木町四丁目、鵜沼大安寺町一丁目、鵜沼大安寺町二丁目、鵜沼台一丁目、鵜沼台二丁目、鵜沼台三丁目、鵜沼台四丁目、鵜沼台五丁目、鵜沼台六丁目、鵜沼台七丁目、鵜沼台八丁目、鵜沼西町一丁目、鵜沼西町二丁目、鵜沼西町三丁目、鵜沼西町四丁目、鵜沼羽場町一丁目、鵜沼羽場町二丁目、鵜沼羽場町三丁目、鵜沼羽場町四丁目、鵜沼羽場町五丁目、鵜沼羽場町六丁目、鵜沼羽場町七丁目、鵜沼羽場町八丁目、鵜沼東町一丁目、鵜沼東町二丁目、鵜沼東町三丁目、鵜沼東町四丁目、鵜沼東町五丁目、鵜沼東町六丁目、鵜沼東町七丁目、鵜沼東町八丁目、鵜沼古市場町一丁目、鵜沼古市場町二丁目、鵜沼古市場町三丁目、鵜沼古市場町四丁目、鵜沼宝積寺町一丁目、鵜沼宝積寺町二丁目、鵜沼宝積寺町三丁目、鵜沼宝積寺町四丁目、鵜沼宝積寺町五丁目、鵜沼宝積寺町六丁目、鵜沼真名越町一丁目、鵜沼真名越町二丁目、鵜沼真名越町三丁目、鵜沼丸子町一丁目、鵜沼丸子町二丁目、鵜沼三ツ池町一丁目、鵜沼三ツ池町二丁目、鵜沼三ツ池町三丁目、鵜沼三ツ池町四丁目、鵜沼三ツ池町五丁目、鵜沼三ツ池町六丁目、鵜沼南町一丁目、鵜沼南町二丁目、鵜沼南町三丁目、鵜沼南町四丁目、鵜沼南町五丁目、鵜沼南町六丁目、鵜沼南町七丁目、鵜沼山崎町一丁目、鵜沼山崎町二丁目、鵜沼山崎町三丁目、鵜沼山崎町四丁目、鵜沼山崎町五丁目、鵜沼山崎町六丁目、鵜沼山崎町七丁目、鵜沼山崎町八丁目、鵜沼山崎町九丁目、各務、各務おがせ町一丁目、各務おがせ町二丁目、各務おがせ町三丁目、各務おがせ町四丁目、各務おがせ町五丁目、各務おがせ町六丁目、各務おがせ町七丁目、各務おがせ町八丁目、各務おがせ

岐阜県告示第八十一号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

郡上市明宝畑佐

岐阜県告示第八十二号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十三条及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第五条の規定により、家畜の種類及びと畜場において当該家畜に係る事業を停止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

関市西田原

令和元年六月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社